

令和6年度

家庭的保育事業等
(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)

自主点検表

設置者名：

施設名：

電話番号：

FAX番号：

自主点検表の基準日：令和 年 月 日

【記載の注意事項】

- ・点検表の基準日は、監査実施月または監査実施月の前月の初日現在で記入してください。
- ・該当する事業の□にチェック(■)を入れてください。
- ・「Ⅲ-1～3 設備基準及び人員基準」については、該当する事業のチェックを入れてください。

【関係法令の標記】

(注)本文中の標記については、次のとおりとします。

法	→	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)
基準	→	家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)
解釈通知	→	家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める基準の運用上の取扱いについて(平成26年9月5日雇児発0905第2号)
保育指針	→	保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)
条例	→	盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和6年3月27日条例第15号)

I 一般原則【共通】																	
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)							
1 運営の一般原則	●	●	●	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行っているか。	☐	☐		基準第5条第1項	・重要事項説明書								
2 設備の一般原則	●	●	●	採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な配慮をして構造設備を設けているか。	☐	☐		基準第5条第6項	・施設設備点検表								
3 地域との連携	●	●	●	地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	☐	☐		基準第5条第2項	・入園のしおり等								
II 運営管理【共通】																	
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)							
1 保育時間	●	●	●	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則としているか。 ※乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めていれば、8時間としないことも可能。その場合は「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	☐	☐	☐	基準第24条	運営規程								
2 非常災害対策	●	●	●	(1) 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に対する不断の注意を払っているか。	☐	☐		基準第7条第1項	・消防計画								
				① 避難経路及び避難口に荷物や遊具等を置いていないか。	☐	☐											
				② 消防用設備の点検を定期的に行っているか。 【参考】法定点検における内容と基準について	☐	☐	☐										
				<table><tr><th>点検内容</th><th>点検基準</th></tr><tr><td>外観点検（破損、変形等）</td><td>6月ごと</td></tr><tr><td>機能点検（作動、性能）</td><td>6月ごと</td></tr><tr><td>総合点検</td><td>1年ごと</td></tr></table>	点検内容	点検基準	外観点検（破損、変形等）	6月ごと	機能点検（作動、性能）		6月ごと	総合点検	1年ごと				
				点検内容	点検基準												
				外観点検（破損、変形等）	6月ごと												
				機能点検（作動、性能）	6月ごと												
				総合点検	1年ごと												
				(2) 避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行っているか。	☐	☐		基準第7条第2項	・訓練の記録								
				(3) 地震、風水害及び土砂災害等に対処するための次の必須項目が記載された「非常災害対策計画」を作成しているか。	☐	☐		「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制強化・徹底について」(平成28年9月9日雇児総発0909第2号)	・非常災害対策計画								
① 施設の立地条件	☐	☐															
② 災害に関する情報の入手方法	☐	☐															
③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認	☐	☐															
④ 避難を開始する時期、判断基準	☐	☐															
⑤ 避難場所	☐	☐															
⑥ 避難経路	☐	☐															
⑦ 避難方法	☐	☐															
⑧ 災害時の人員体制、指揮系統	☐	☐															
⑨ 関係機関との連携体制	☐	☐															
(4) 盛岡市防災マップ等により、発生する恐れのある自然災害(地震、洪水、土砂災害、山林火災、火山噴火等)について確認しているか。	☐	☐		盛岡市防災マップ(平成30年8月)													
(5) 盛岡市防災マップ等により、施設が浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地する場合、「避難確保計画」を作成し、市に提出しているか。	☐	☐	☐	水防法 土砂災害防止法													
(6) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。	☐	☐		基準第14条第2項	・訓練の記録 ・研修の記録												

Ⅱ 運営管理【共通】										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
3 研修の機会	●	●	●	(1) 職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めているか。	☐	☐		基準第9条第1項		
				(2) 事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	☐	☐		基準第9条第2項		
4 職員の健康診断	●	●	●	(1) 職員の健康診断を採用時及び年に1度実施しているか。	☐	☐	☐	労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条	・健康診断の記録	
				(2) 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について 厳重な注意を払っているか。	☐	☐		基準第17条第4項	・検便の記録	
5 保育所等の連携	●	●	●	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しているか。 ※山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて行う家庭的保育事業者等については、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。 ※保育所型事業所内保育事業所においては、次の①及び②に係る連携協力を求めることを要しないため、その場合はそれぞれ「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	☐	☐		基準第6条 基準第45条		5 ①について 連携施設からの必要な支援内容について、該当するものを記入すること。 左記【具体例】ア～オであてはまるもの： その他：
				① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、家庭的保育事業者等に対する保育の適切な提供に必要な相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行っているか。 ※保育内容の支援について、連携施設からの必要な支援内容を設定すること。 【具体例】 ア 給食に関する支援 (ア) 給食を連携施設から搬入する場合：連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー対応、体調不良児対応などを含め、給食の調理、搬入を行うこと 等 →契約が必要であることに留意すること。 (イ) 自園調理の場合：献立の作成に関する助言を行うなど イ 健康診断 連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合に、必要に応じ、連携施設と合同で健康診断を行う 等 ウ 園庭の解放 エ 集団保育の必要性が生じてくる2歳児を対象とした合同保育 オ 支援児の助言・相談	☐	☐	☐	基準第6条各項 解釈通知2(2)①		
				② 家庭的保育事業所等の職員が病気若しくは休暇等により保育を提供することができない場合、又は研修を受講する場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって保育を提供しているか。	☐	☐	☐	解釈通知2(2)②		
				③ 保育の提供を受けていた利用乳幼児を、卒園後も引き続き当該連携施設において受け入れているか。 ※連携施設の設定に当たっては、必ずしも1事業につき1連携施設を設定する方法に限らず、1事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法や複数の事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法も考えられる。	☐	☐	☐	解釈通知2(2)③		

Ⅱ 運営管理【共通】										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
6 規程の整備				(1) 次の①から⑩を規定した事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。				基準第18条 解釈通知2(4)	・運営規程	
				① 事業の目的及び運営の方針	☐	☐				
				② 提供する保育の内容 ※提供する保育のほか、障害児の受入れ体制等その事業の提供する保育についても積極的に記載すること。	☐	☐		【参考】盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例(平成26年9月30日付け条例)		
				③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ※園長、保育士、保育従事者、嘱託医、調理員等について記載すること。	☐	☐		第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。		
				④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	☐	☐		2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。		
				⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ※盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第43条(右記参照)を踏まえ、適切に記載すること。	☐	☐		3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。		
				⑥ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 ※乳児又は満3歳未満の幼児それぞれに利用定員を記載すること。	☐	☐		4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定地域型保育に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの		
				⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項	☐	☐		5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。		
				⑧ 緊急時等における対応方法 ※緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記載すること。	☐	☐		6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。		
				⑨ 非常災害対策 ※火災や地震等に対する対策を記載すること。別途非常災害対策等を定めている場合においては、その旨を記載すること。	☐	☐				
				⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項	☐	☐				
				⑪ その他事業の運営に関する重要事項	☐	☐				

Ⅱ 運営管理【共通】										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
6 規程の整備	●	●	●	(2) 職員数が10人以上の場合、就業規則は適正に整備されているか。 【必須記載事項】 ・始業および就業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに交代制の場合には就業時転換に関する事項 ・賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む。) 【定めをする場合の必須記載事項】 ・退職手当に関する事項 ・手当・賞与・最低賃金額に関する事項 ・食費、作業用品等に関する事項 ・安全・衛生に関する事項 ・職業訓練に関する事項 ・災害補償・業務外の傷病扶助に関する事項 ・表彰・制裁に関する事項 ・上記のほか、当該事業場の全労働者に適用される事項について定める場合 には、これに関する事項	☐	☐	☐	労働基準法第89条、90条、92条	・就業規則 ・雇用契約書 ・非常勤職員にかかる就業規則 ・労働基準監督署への届出書類 ・36条協定	就業規則の改正状況 最終改正日: 届出日:
				① 就業規則を労働基準監督署長へ提出しているか。 (届出状況を備考欄に記載。)	☐	☐	☐			
				② 就業規則と現状に差異はないか。	☐	☐	☐			
				③ 非常勤(臨時)職員に適用する就業規則(取扱規程等)を整備し、適切に雇用契約を締結しているか。	☐	☐	☐			
				④ 時間外及び休日労働に関する協定が労働組合(又は職員代表)と締結され、労働基準監督署に届出しているか。(通称:36条協定。締結状況等を備考欄に記載。)	☐	☐	☐			
				⑤ 36条協定の有効期間が経過していないか。	☐	☐	☐			
				⑥ 育児・介護休業、産前・産後休暇に関する規定を整備し、適正に運用しているか。	☐	☐	☐			
				⑦ 労働者名簿は作成されているか。	☐	☐				
労働基準法36条に基づく協定 締結日: 届出日:										

Ⅱ 運営管理【共通】										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
6 規程の整備	●	●	●	(3) 職員数が10人以上の場合、給与規程が適切に作成されているか。 (届出状況を備考欄に記載。)	☐	☐	☐		・給与規程 ・雇用条件通知書 ・24条協定	給与規程の改正状況 最終改正日： 届出日：
				① 労働基準監督署長へ提出しているか。	☐	☐	☐			
				② 給与規程と現状に差異はないか。	☐	☐	☐			
				③ 給与格付、昇格、昇給を適正に行っているか。	☐	☐				
				④ 給与改定を適正に行っているか。	☐	☐				
				⑤ 諸手当を適正に認定し、支給しているか。	☐	☐				
				⑥ 賃金台帳を作成しているか。	☐	☐				
				⑦ 給与からの法定外賃金控除を行っている場合、賃金控除に関する協定の締結を行っているか。(通称：24条協定。締結状況等を備考欄に記載。)	☐	☐	☐			
				⑧ 職員を社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入させているか。 ※常時5人以上の職員を使用する施設は、強制適用事業所 また、臨時職員の健康保険等の加入に配慮しているか。	☐	☐				
				⑨ 職員を労働保険(雇用保険・労災保険)に加入させているか。 ※労働者を使用するすべての施設が適用	☐	☐				
(4) 職員数が10人以上の場合、旅費規程は適正に整備され、運用されているか。	☐	☐	☐							
(5) 社会福祉施設退職手当共済法に基づく退職共済制度に加入(任意加入)している施設の場合、加入対象職員は全員加入しているか。	☐	☐	☐							
7 運営管理	●	●	●	(1) 職員の事務分掌を明確にし、全職員に周知しているか。(専決代決規程との整合性が図られているか。)	☐	☐			・事務分掌表 ・辞令書 ・雇用契約書 ・職員会議録	
				(2) 職員の人事発令(採用、異動、退職、昇給等)に当たり、辞令又は雇用契約書を交付しているか。	☐	☐				
				(3) 出勤簿等を整備し、職員の雇用時間を適正に管理しているか。	☐	☐				
				(4) 職員会議等の諸会議を適正に開催し、記録を整備しているか(欠席者に内容周知しているか)。	☐	☐				
				(5) 職員の処遇向上、職員の確保、定着化に努めているか。	☐	☐				
8 帳簿の整備	●	●	●	職員、財産、収支の状況、利用乳幼児の処遇の状況に関する帳簿を整備しているか。	☐	☐		基準第19条	・児童票 ・保育日誌 ・保育の計画	
9 秘密の保持	●	●	●	(1) 正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	☐	☐		基準第20条第1項	・就業規則 ・誓約書	
				(2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	☐	☐		基準第20条第2項		

Ⅱ 運営管理【共通】										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
10 苦情への対応	●	●	●	(1) 利用乳幼児に対して行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次に掲げる必要な措置を講じているか。				基準第21条第1項	・苦情解決の記録	
				① 苦情解決体制の周知	☐	☐				
				② 苦情受付担当者の配置	☐	☐				
				③ 苦情解決責任者の配置	☐	☐				
				④ 第三者委員の設置	☐	☐				
				⑤ 苦情受付から解決に至るまでの記録の整備	☐	☐				
				(2) 利用乳幼児に対して行った保育に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	☐	☐	☐	基準第21条第2項		
11 第三者評価	●	●	●	定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に保育の質の改善を図るよう努めているか。	☐	☐		基準第5条第4項		
12 会計処理	●	●	●	(1) 予算作成、決算処理は適切に行われているか。	☐	☐			・予算書 ・決算書 ・経理規程	
				(2) 会計処理を適正に行っているか。						
				① 経理規程を適正に作成し、規程に基づいて処理しているか。	☐	☐				
				② 現金の取り扱いに関して、責任者、処理手順を明確にしているか。	☐	☐				
				③ 地域型給付費等の請求は適正に行っているか。	☐	☐				
				④ 寄附金の受入れは、寄附申込書の徴収及び領収書の交付を行い、適正に収入処理しているか。	☐	☐				
				⑤ 会計処理に関する内部牽制体制が確立され、有効に機能しているか。	☐	☐				
				⑥ 小口現金の受払いを適正に処理しているか。	☐	☐				
				⑦ 当該事業の会計とその他の事業会計とを区分しているか。	☐	☐				
⑧ 他の事業等との共通経費の案分を適正に処理しているか。	☐	☐								

III-1 設備基準及び人員基準(家庭の保育事業)

点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 設備	●			家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)において、次に掲げる要件を満たしているか。 (1) 乳幼児の保育を行うための専用の部屋を設けているか。 (2) (1)の専用の部屋の面積は次のいずれかであるか。 ① 保育する乳幼児が3人以下の場合、9.9平方メートル以上である。 ② 保育する乳幼児が3人を超える場合、9.9平方メートルに、3人を超える部分の数に3.3平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積である。 (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有しているか。 (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けているか。 (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭を有しているか。また、その庭の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。 (6) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施しているか。				基準第22条 基準第22条第5号に代わり適用する条例第5条別表第2		
2 職員の配置	●			(1) 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置しているか。 ① 家庭的保育者 ② 嘱託医 ③ 調理員 ※調理業務の全部を第三者に委託し、又は搬入施設から搬入する方法により食事を提供する家庭的保育事業を行う場所にあつては、調理員を配置しなくても差し支えない。その場合、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。 (2) 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であるか。また、次の①及び②を満たす者であるか。 ① 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ② 次のいずれにも該当しない者 ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ウ 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 エ 保育士の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者 オ 児童虐待または被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 (4) 家庭的保育者1人につき乳幼児1人を保育しているか。なお、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。 ※家庭的保育補助者 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助する者。				基準第23条 基準第23条第2項に代わり適用する条例第5条別表第2 法第18条の5各号 法第34条の20第4項 基準第23条第3項に代わり適用する条例第5条別表第2		

Ⅲ-2 設備基準及び人員基準(小規模保育事業)										
点検項目	小規模 A	小規模 B	小規模 C	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 設備				設備の基準は、次のとおりとなっているか。				基準第28条、第32条、第33条	・施設平面図	
				(1) 乳児又は2歳未満の幼児に利用させる場合、次の設備を設けているか。	☐	☐	☐			
				① 次に掲げるア、イをいずれも満たす乳児室又はほふく室 ア 面積は乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上である。 イ 保育に必要な用具を備えている。	☐	☐				
				② 調理設備	☐	☐				
				③ 便所	☐	☐				
				(2) 2歳以上の幼児に利用させる場合、次の設備を設けているか。	☐	☐	☐			
				① 次に掲げるア、イをいずれも満たす保育室又は遊戯室 【小規模A及び小規模B】 ア 面積は2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上である。 イ 保育に必要な用具を備えている。 【小規模C】 ア 面積は2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上である。 イ 保育に必要な用具を備えている。	☐	☐	基準第28条第5号、第32条 基準第33条第5号			
				② 屋外遊戯場(※) ※屋外遊技場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上を確保すること。 ※自園内に設置できない場合には、ほかの公的施設の敷地その他の付近の屋外遊技場に代わるべき場所で代替することも可能である。	☐	☐	基準第28条第5号、第32条、基準第33条第5号 解釈通知4 I (1)④			
				③ 調理設備	☐	☐	基準第28条第4号に代わり適用する条例第5条別表第2、第32条、基準第33条第4号			
				④ 便所	☐	☐				
				(3) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける場合、次の要件を満たしているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号 ※B型及びC型について第28条第7号を準用(第32条、第33条第7号)		
				① 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	☐	☐		基準第28条第7号イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2、第9号の3		
				② 常用の屋内階段又は屋外階段があるか。	☐	☐		基準第28条第7号ロ		
				③ 次のうち、避難用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段	☐	☐	☐ ☐ ☐ ☐	基準第28条第7号ロ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項及び第3項 建築基準法第2条第7号の2		
				④ 乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	☐	☐		基準第28条第7号へ		

Ⅲ-2 設備基準及び人員基準(小規模保育事業)										
点検項目	小規模 A	小規模 B	小規模 C	確認事項	適	不適	非 該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 設備				(4) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を3階に設ける場合、次の要件を満たしているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号 ※B型及びC型について第28条第7号を準用(第32条、第33条第7号)	・施設平面図	
				① 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2、第9号の3		
				② 次のうち、常用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は特別避難階段 イ 屋外階段	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐	基準第28条第7号ロ		
				③ 次のうち、避難用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は特別避難階段 イ 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ウ 屋外階段	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	☐	建築基準法施行令第123条第1項及び第3項 建築基準法第2条第7号		
				④ ②及び③に該当する施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ハ		
	●	●	●	⑤ 調理設備以外の部分と調理設備の部分とが、ア及びイをいずれも満たしているか。ただし、当該調理設備がa、bのいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ア 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されている。 イ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ニ 基準第28条第7号ニ(1)(2) 建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第112条第1項		
				⑥ 壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ホ		
				⑦ 乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ヘ		
				⑧ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ト		
				⑨ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号チ		

Ⅲ-2 設備基準及び人員基準(小規模保育事業)										
点検項目	小規模 A	小規模 B	小規模 C	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 設備	●	●	●	(5) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を4階以上に設ける場合、次の要件を満たしているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号	・施設平面図	
				① 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号イ		
				② 次のうち、常用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は特別避難階段 イ 屋外に設ける避難階段	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	基準第28条第7号ロ 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2、第9号の3 建築基準法施行令第123条第1項、第3項		
				③ 次のうち、避難用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は同項に規定する特別避難階段 ※屋内に設ける避難階段は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡されるものに限る。 イ 耐火構造の屋外傾斜路 ウ 屋外に設ける避難階段	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐	建築基準法施行令第123条第2項 建築基準法施行令第123条第1項、第3項第1号、第2号、第3号及び第9号 建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第123条第2項		
				④ ②及び③に該当する施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ハ		
				⑤ 調理設備以外の部分と調理設備の部分とが、ア及びイをいずれも満たしているか。ただし、当該調理設備がa、bのいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ア 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されている。 イ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ニ 建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第112条第1項 基準第28条第7号ニ(1)(2)		
				⑥ 壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ホ		
				⑦ 乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ヘ		
				⑧ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号ト		
				⑨ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されているか。	☐	☐	☐	基準第28条第7号チ		

Ⅲ-2 設備基準及び人員基準(小規模保育事業)										
点検項目	小規模 A	小規模 B	小規模 C	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
2 職員の 配置	●			【小規模A】				基準第29条 基準第16条第1項		
				(1) 保育士、嘱託医及び調理員を配置しているか。						
				① 保育士	☐	☐				
				② 嘱託医	☐	☐				
				③ 調理員 ※調理業務の全部を第三者に委託し、又は搬入施設から搬入する方法により食事を提供する場合は、調理員を配置しなくても差し支えない。その場合、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	☐	☐	☐			
				(2) 保育士の数は、乳児、幼児又は児童の区分に応じ求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上であるか。 ※保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。	☐	☐		基準第29条第2項、第3項 法第6条の3第10項第2号 【家庭的保育事業等指導監査資料にて確認してください。】		
	●			【小規模B】				基準第31条 基準第16条第1項	・運営規程 ・勤務表 ・資格証の写し	
				(1) 保育士、保育従事者(保育に従事する職員のために市長が行う研修を修了した者)、嘱託医及び調理員を配置しているか。						
				① 保育士	☐	☐				
				② 保育従事者(保育に従事する職員のために市長が行う研修を修了した者)	☐	☐	☐	基準附則第4条		
				③ 嘱託医	☐	☐				
④ 調理員 ※調理業務の全部を第三者に委託し、又はの規定に基づいて搬入施設から搬入する方法により食事を提供する事業所にあつては、調理員を配置しなくても差し支えない。その場合、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	☐	☐	☐							

Ⅲ-2 設備基準及び人員基準(小規模保育事業)										
点検項目	小規模 A	小規模 B	小規模 C	確認事項	適	不適	非 該 当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
2 職員の配置	●			(2) (1)①及び②の者の数は、乳児、幼児又は児童の区分に応じ求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上であるか。 ※保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。	☐	☐		基準第31条第2項 法第6条の3第10項第2号 【家庭的保育事業等指導監査資料にて確認してください。】		
				(3) (1)①及び②の合計人数のうち、3分の2以上は保育士であるか。	☐	☐		基準第31条第2項に代わり適用する条例第5条別表第2		
				【小規模C】 (1) 家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置しているか。 ① 家庭的保育者 ② 嘱託医 ③ 調理員 ※調理業務の全部を第三者に委託し、又は規定に基づいて施設から搬入する方法により食事を提供する事業所にあつては、調理員を配置しなくても差し支えない。その場合、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	☐	☐		基準第34条 基準第16条第1項		
	(2) 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であるか。また、次の①及び②を満たす者であるか。 ① 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ② 次のいずれにも該当しない者 ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ウ 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 エ 保育士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者 オ 児童虐待または被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者	☐	☐		基準第23条第2項					
	(3) 家庭的保育者1人が保育している乳幼児の数は、3人以下であるか。なお、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。 ※家庭的保育補助者 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助する者。	☐	☐		基準第34条第2項 基準第23条第3項					
3 利用定員		●		【小規模C】 利用定員は6人以上10人以下としているか。	☐	☐		基準第35条		

Ⅲ-3 設備基準及び人員基準(事業所内保育事業)										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 設備			●	【保育所型及び小規模型共通】 次の要件を満たしているか。				基準第43条 (保育所型) 基準第48条 (小規模型)	・施設平面図	
				(1) 乳児又は2歳未満の幼児に利用させる場合、次の設備を設けているか。	☐	☐	☐	基準第43条第2号に代わり適用する 条例第5条別表第2		
				① 次に掲げるア、イをいずれも満たす乳児室又はほふく室 ア 面積は乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上である。 イ 保育に必要な用具を備えている。	☐	☐				
				② 医務室(保育所型のみ)	☐	☐	☐			
				③ 調理室 ※当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。	☐	☐				
				④ 便所	☐	☐				
				(2) 2歳以上の幼児に利用させる場合、次の設備を設けているか。	☐	☐	☐	基準第43条第5号に代わり適用する 条例第5条別表第2		
				① 次に掲げるア、イをいずれも満たす保育室又は遊戯室 ア 面積は2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上であるか。 イ 保育に必要な用具を備えているか。	☐	☐				
				② 屋外遊戯場 ※屋外遊技場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上を確保すること。 ※自園内に設置できない場合には、ほかの公的施設の敷地その他の付近の屋外遊技場に代わるべき場所で代替することも可能である。	☐	☐				
				③ 調理室 ※当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。	☐	☐				
				④ 便所	☐	☐				
				(3) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける場合、次の要件を満たしているか。	☐	☐	☐	基準第43条第8号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2、第9号の3		
				① 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	☐	☐		基準第43条第8号イ		
				② 常用の屋内階段又は屋外階段があるか。	☐	☐		基準第43条第8号ロ		
				③ 次のうち、避難用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は特別避難階段 イ 待避上有効なバルコニー ウ 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 エ 屋外階段	☐	☐		基準第43条第8号ロ		
☐	☐	☐	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項及び第3項 建築基準法第2条第7号の2							
☐	☐	☐								
☐	☐	☐								
④ 乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	☐	☐			基準第43条第8号へ					

Ⅲ-3 設備基準及び人員基準(事業所内保育事業)

点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 設備				(5) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を4階以上に設ける場合、次の要件を満たしているか。 ① 耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 ② 次のうち、常用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は特別避難階段 イ 屋外に設ける避難階段 ③ 次のうち、避難用の施設が1つ以上あるか。 ア 屋内に設ける避難階段又は同項に規定する特別避難階段 ※屋内に設ける避難階段は建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡されるものに限る。 イ 耐火構造の屋外傾斜路 ウ 屋外に設ける避難階段 ④ ②及び③に該当する施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。 ⑤ 調理設備以外の部分と調理設備の部分とが、ア及びイをいずれも満たしているか。ただし、当該調理設備がa、bのいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ア 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されている。 イ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 a スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 b 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。 ⑥ 壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げているか。 ⑦ 乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。 ⑧ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。 ⑨ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されているか。	☐	☐	☐	基準第43条第8号 基準第43条第8号イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2、第9号の3 基準第43条第8号ロ 建築基準法施行令第123条第1項、第3項 建築基準法施行令第123条第2項 基準第43条第8号ロ 建築基準法施行令第123条第1項、第3項第1号、第2号、第3号及び第9号 建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第123条第2項 基準第43条第8号ハ 基準第43条第8号ニ 建築基準法第2条第7号 建築基準法施行令第112条第1項 基準第43条第8号ニ(1)(2) 基準第43条第8号ホ 基準第43条第8号ヘ 基準第43条第8号ト 基準第43条第8号チ		

Ⅲ-3 設備基準及び人員基準(事業所内保育事業)										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
2 利用定員の設定			●	次表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じて、同表右欄に定めるその他の乳幼児に係る定員を定めているか。 【参考】利用定員に係るその他の乳幼児定員について 【該当する利用定員にチェックを入れてください】 ☐ 利用定員1人以上5人以下 その他の乳幼児 1人以上 ☐ 利用定員6人以上7人以下 その他の乳幼児 2人以上 ☐ 利用定員8人以上10人以下 その他の乳幼児 3人以上 ☐ 利用定員11人以上15人以下 その他の乳幼児 4人以上 ☐ 利用定員16人以上20人以下 その他の乳幼児 5人以上 ☐ 利用定員21人以上25人以下 その他の乳幼児 6人以上 ☐ 利用定員26人以上30人以下 その他の乳幼児 7人以上 ☐ 利用定員31人以上40人以下 その他の乳幼児 10人以上 ☐ 利用定員41人以上50人以下 その他の乳幼児 12人以上 ☐ 利用定員51人以上60人以下 その他の乳幼児 15人以上 ☐ 利用定員61人以上 その他の乳幼児 20人以上	☐	☐		基準第42条 法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハ		

Ⅲ-3 設備基準及び人員基準(事業所内保育事業)											
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠基準基準	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)	
3 職員の配置			●	【保育所型(利用定員が20人以上)】				基準第44条	・運営規程 ・雇用契約書 ・資格証の写し		
				(1) 保育士、嘱託医及び調理員を配置しているか。							
				① 保育士	☐	☐					
				② 嘱託医	☐	☐					
				③ 調理員 ※調理業務の全部を第三者に委託し、又は搬入施設から搬入する方法により食事を提供する事業所にあつては、調理員を配置しなくても差し支えない。 その場合、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	☐	☐	☐				
				(2) 保育士の数は、乳児、幼児又は児童の区分に応じ求めた数の合計数以上であるか。 ※保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。	☐	☐		基準第44条第2項 【家庭的保育事業等指導監査資料にて確認してください。】	・勤務表 ・児童の登降園簿		
				(3) 保育士は、常時2人以上であるか。	☐	☐		基準第44条第2項			
				【小規模型(利用定員が19人以下)】				基準第47条			
				(1) 保育士、保育従事者、嘱託医及び調理員を配置しているか。				基準第47条			
				① 保育士	☐	☐					
② 保育従事者(保育に従事する職員のために市長が行う研修を修了した者)	☐	☐	☐	基準附則4							
③ 嘱託医	☐	☐									
④ 調理員 ※調理業務の全部を第三者に委託し、又は搬入施設から搬入する方法により食事を提供する事業所にあつては、調理員を配置しなくても差し支えない。 その場合、「非該当」にチェックした上で、右記備考欄にその旨を記入すること。	☐	☐	☐								
(2) (1)①及び②の者の数は、乳児、幼児又は児童の区分に応じ求めた数の合計数に1人を加えて得た数以上であるか。 ※保健師、看護師又は准看護師は、1人に限り、保育士とみなすことができる。	☐	☐		基準第47条第2項 【家庭的保育事業等指導監査資料にて確認してください。】							
(3) (1)①及び②の合計人数のうち3分の2以上は保育士であるか。	☐	☐		基準第47条第2項に代わり適用する 条例第5条別表第2							

Ⅳ 保育内容(保育の計画等)										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 保育の計画				(1) 全体的な計画の作成を行っているか。 全体的な計画が保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に示されたねらい及び内容が保育所生活全体を通して総合的に展開されるよう作成しているか。	☐	☐		保育指針第1章3(1) 基準第25条(準用基準第30条、第32条、第36条)	・全体的な計画	
				(2) 指導計画の作成を次のとおり行っているか。	☐	☐		保育指針第1章3(2)ア	・長期指導計画 (年、期、月案) ・短期指導計画 (週、日案) ・各行事計画	
				① 保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成されているか。また、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、指導計画を作成しているか。						
				② 保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育内容の見直しを行い、改善を図っているか。	☐	☐		保育指針第1章3(3)エ	・保育日誌 ・指導計画の評価	
				(3) 指導計画を作成する上で、次の事項に留意しているか。	☐	☐		保育指針第3章3(2)イ 保育指針第3章3(2)イ(ア) 保育指針第3章3(2)イ(イ) 保育指針第3章3(2)イ(ウ)	・3歳未満児の個別的な計画 ・長時間保育・延長保育について年、月、個別等指導計画への位置付け ・発達支援児の個別計画 ・園だより ・連絡帳 ・懇談会記録 ・行事計画、連絡方法 ・地域交流事業記録 ・要保護支援児等の個別記録 ・合同研修会記録等	
				① 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成しているか。						
				② 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮しているか。						
				③ 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮しているか。	☐	☐	☐			
				(4) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮した上で、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定しているか。	☐	☐		保育指針第3章3(2)ウ		
				(5) 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮しているか。	☐	☐		保育指針第3章3(2)エ		
(6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮しているか。	☐	☐		保育指針第3章3(2)オ						
(7) 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けているか。	☐	☐		保育指針第3章3(2)カ						
(8) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置付け、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図っているか。	☐	☐	☐	保育指針第3章3(2)キ						
(9) 生活や発達の連続性を踏まえ、就学に向けて小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解等、連携を図っているか。 ※就学対象児の保育を実施した場合のみ、対象とする。	☐	☐	☐	基準第5条2項						

Ⅳ 保育内容(保育の計画等)										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
2 保育内容等及び保育士等の自己評価	●	●	●	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。	☐	☐		保育指針第3章(4) 基準第5条3項	・保育士等の自己評価記録 (保育士等の自己チェックリスト等)	
3 保護者に対する支援	●	●	●	(1) 利用乳幼児の保護者に対する支援として、乳幼児の保護者への支援を様々な機会を活用して行うよう努めているか。また、保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	☐	☐		保育指針第4章2 基準第5条2項(家庭的保育事業者等) 基準26条(家庭的保育事業)	・園だより ・クラスだより ・保育参観 ・保護者懇談会記録	
				(2) 地域における子育て支援として、地域社会との交流及び連携を図り、保育に関する情報提供や地域における子育て支援を積極的に行うよう努めているか。また、地域社会に対し、家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	☐	☐		保育指針第4章3 基準第5条第2項	・園解放・行事記録 ・育児相談記録 ・一時保育記録	
4 職員の資質の向上	●	●	●	質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めているか。	☐	☐		保育指針第5章 基準第5条第3項	・研修計画 ・研修記録	
5 平等な取扱い	●	●	●	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	☐	☐		基準第11条		
6 虐待等の禁止	●	●	●	利用乳幼児に対し、次に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	☐	☐		法第33条の10各号		
				(1) 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることはないか。	☐	☐		基準第12条		
				(2) わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせることはないか。	☐	☐				
				(3) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行っていないか。	☐	☐				
				(4) 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)から(3)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育または業務を著しく怠っていないか。	☐	☐				

Ⅴ 保育内容(事故対応・衛生・健康診断・給食等)										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
1 事故発生の防止及び発生時の対応	●	●	●	(1) 事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	☐	☐	☐	特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付け府子本第912号) 【参考】盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める基準第32条	・事故発生報告記録	
				(2) 事故の発生による保障を円滑にできるよう、賠償責任保険への加入を可能な限り検討しているか。また、加入している際には、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行っているか。	☐	☐	☐	解釈通知2(5)	・賠償責任保険記録	
				(3) 安全計画を策定しているか。	☐	☐		基準第7条の2	・安全計画	
				① 安全計画は、職員に対し周知されているか。	☐	☐				
				② 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	☐	☐				
				③ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	☐	☐				
				(4) バス送迎の安全管理は、適切か。	☐	☐	☐	基準第7条の3	・乗降の記録	
				① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等への自動車の乗降者の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。	☐	☐				
② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を具備し、当該装置を用いて、降車時の園児の所在確認をしているか。	☐	☐								
2 衛生管理等	●	●	●	(1) 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	☐	☐		基準第14条第1項	・給食関係書類	
				(2) 家庭的保育事業所等における感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止し、並びに食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めているか。	☐	☐		基準第14条第2項	感染症発生報告記・録	
				(3) 家庭的保育事業所等に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っているか。	☐	☐		基準第14条第3項	・薬品管理票	

Ⅴ 保育内容(事故対応・衛生・健康診断・給食等)														
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)				
3 健康管理				(1) 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に準じて行っているか。 ※児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	☐	☐		基準第17条第1項及び第2項	・利用開始時の健康診断記録 ・定期健康診断記録					
				(2) 健康診断を行った医師から、保育の提供又は法第24条第6項(右記参照)の規定による措置を解除、停止する等必要な手続をとることの勧告を受けた場合、適切に対応しているか。	☐	☐	☐	基準第18条第3項						
					【参考】児童福祉法(昭和22年12月12日付け法律第164号)									
					〔保育所への入所措置等〕 第24条 ①～⑤(略) ⑥ 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児が、あつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。 一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。 二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。									

V 保育内容(事故対応・衛生・健康診断・給食等)										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
4 子どもの健康支援				(1) 健康状態並びに発育状態は次のとおり把握されているか。				保育指針第3章1(1)ア	・保健計画 ・保健日誌 ※保育日誌の健康に関する記入欄 ・健康の記録 (定期健康診断の記録、身体測定記録、予防接種既応症等) ・家庭での検温、登園時、降園時の検温記録 ・児童票 ・個別記録 (不適切な養育について)	
				① 子どもの心身の状況に応じて保育するために、子どもの健康状態及び発育・発達状態について、定期的、継続的に、若しくは必要に応じて随時把握しているか。	☐	☐		保育指針第3章1(1)イ		
				② 何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者への連絡するとともに嘱託医と相談する等適切な対応をとっているか。	☐	☐	☐			
				③ 不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討する等適切な対応を図っているか。また虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っているか。	☐	☐	☐	保育指針第3章1(1)ウ 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 児童福祉法第25条 児童虐待に関する情報の共有に関する対応(平成27年3月27日雇児保発0327第3号)		
				(2) 健康増進は次のとおり取り組まれているか。				保育指針第3章1(2)	・保健計画 ・健康診断結果報告 ・未受診者の再診状況	
				① 保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、1人1人の子ども健康の保持及び増進に努めているか。	☐	☐		基準第17条第2項及び第3項		
				② 嘱託医により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し保育に活用するとともに、保護者に連絡し日常生活に活用できるようにしているか。	☐	☐				
				③ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、保護者に連絡するとともに嘱託医やかかりつけ医等と相談し適切に処置を行っているか。	☐	☐	☐		SIDS対策強化月間の実施について	
				④ 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防対策を適切に行っているか。	☐	☐				
				(3) 疾病等への対応は次のとおり行っているか。				保育指針第3章1(3)		
① 保育中に体調不良や障害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。	☐	☐	☐	保育指針第3章1(3)ア						
② 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めているか。	☐	☐		保育指針第3章1(3)イ						

Ⅴ 保育内容(事故対応・衛生・健康診断・給食等)																																																				
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)																																										
4 子どもの健康支援	●	●	●	③ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っているか。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。	☐	☐	☐	保育指針第3章1(3)ウ																																												
				④ 医務室等の環境を整え、救急用品の薬品、材料等を常備し適切な管理の下に全職員が対応できるようにしているか。	☐	☐	☐	保育指針第3章1(3)エ																																												
5 食育の推進	●	●	●	(1) 食育計画を作成し、全体的な計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めているか。	☐	☐		保育指針第3章2(1)ウ 基準第15条及び第16条 (食事の提供・特例)	・食育の計画 ・全体的な計画、指導計画 ・食物アレルギー生活管理指導表 ・アレルギー除去に関する診断書・意見書・管理指導表等の医師の指示書																																											
				(2) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応しているか。	☐	☐		保育指針第3章2(2)ウ																																												
6 食事の提供	●	●	●	(1) 利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行っているか。 ※当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。	☐	☐		基準第15条第1項 基準第10条	・献立表 ・給食実施状況記録 (栄養摂取量) ・献立表 ・食育計画																																											
				(2) 利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有しているか。	☐	☐		基準第15条第2項																																												
				(3) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体の状態及び嗜好(し)好を考慮したものであるか。	☐	☐		基準第15条第3項																																												
				(4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	☐	☐		基準第15条第4項																																												
				(5) 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	☐	☐		基準第15条第5項																																												
7 食塩の適切な摂取量について	●	●	●	食事摂取基準の目安量を超えて食塩を過剰摂取させていないか。(別表参照) (別表) ナトリウムの食事摂取基準 (mg/日、() は食塩相当量 [g/日])¹<table><tr><th>性別</th><th colspan="3">男 性</th><th colspan="3">女 性</th></tr><tr><th>年齢等</th><th>推定平均必要量</th><th>目安量</th><th>目標量</th><th>推定平均必要量</th><th>目安量</th><th>目標量</th></tr><tr><td>0～5 (月)</td><td>—</td><td>100 (0.3)</td><td>—</td><td>—</td><td>100 (0.3)</td><td>—</td></tr><tr><td>6～11 (月)</td><td>—</td><td>600 (1.5)</td><td>—</td><td>—</td><td>600 (1.5)</td><td>—</td></tr><tr><td>1～2 (歳)</td><td>—</td><td>—</td><td>(3.0 未満)</td><td>—</td><td>—</td><td>(3.0 未満)</td></tr><tr><td>3～5 (歳)</td><td>—</td><td>—</td><td>(3.5 未満)</td><td>—</td><td>—</td><td>(3.5 未満)</td></tr></table> (出典：厚生労働省「日本人の食事摂取基準(2020年版)」) ※目安量：一定の栄養状態を維持するのに十分な量 ※目標量：生活習慣病の予防のために現在の日本人が当面の目標とすべき摂取量	性別	男 性			女 性			年齢等	推定平均必要量	目安量	目標量	推定平均必要量	目安量	目標量	0～5 (月)	—	100 (0.3)	—	—	100 (0.3)	—	6～11 (月)	—	600 (1.5)	—	—	600 (1.5)	—	1～2 (歳)	—	—	(3.0 未満)	—	—	(3.0 未満)	3～5 (歳)	—	—	(3.5 未満)	—	—	(3.5 未満)	☐	☐		保育施設における食塩の適切な摂取量について(平成29年7月14日事務連絡)	・給食実施状況記録 (栄養摂取量) ・献立表	
性別	男 性			女 性																																																
年齢等	推定平均必要量	目安量	目標量	推定平均必要量	目安量	目標量																																														
0～5 (月)	—	100 (0.3)	—	—	100 (0.3)	—																																														
6～11 (月)	—	600 (1.5)	—	—	600 (1.5)	—																																														
1～2 (歳)	—	—	(3.0 未満)	—	—	(3.0 未満)																																														
3～5 (歳)	—	—	(3.5 未満)	—	—	(3.5 未満)																																														

V 保育内容(事故対応・衛生・健康診断・給食等)										
点検項目	家庭	小規模	事業所内	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)	備考(コメント又は不適の理由)
8 食事の提供の特例				【給食の提供を委託する場合】 家庭的保育事業所等(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業をいう。)以外の施設において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を行っている場合、次の要件を満たしているか。	☐	☐	☐	解釈通知2(3) 基準第16条	・受託者との契約内容 ・食育に関する計画	○ アレルギー除去食への対応 有・無 医師からの指示書 有・無 保護者からの依頼書 有・無 対応児童数 () 人
				(1) 食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	☐	☐	☐	基準第16条		
				(2) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が家庭的保育事業所等にあり、その管理者が、衛生、栄養等について業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。	☐	☐	☐	基準第16条第1項第1号	・食物アレルギー生活管理指導表	
				(3) 献立等について、家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているか。	☐	☐	☐	基準第16条第1項第2号		
				(4) 調理業務の受託者について、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生、栄養等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としているか。	☐	☐	☐	基準第16条第1項第3号		
				(5) 利用乳幼児の年齢・発達の段階・健康状態に応じた食事の提供・アレルギー、アトピー等への配慮・必要な栄養素量の給与等・利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機について、適切な対応を行っているか。	☐	☐	☐	基準第16条第1項第4号	・食育計画	
				(6) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づいて食事を提供するよう努めているか。	☐	☐	☐	基準第16条第1項第5号		
				(7) 調理を行う施設(以下「搬入施設」という。)は、次に掲げるいずれかの施設としているか。	☐	☐	☐	基準第16条第2項		
① 連携施設	☐	☐	☐							
② 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は当該家庭的保育事業者等と関連を有する法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等	☐	☐	☐							
				③ 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場 ※家庭的保育事業者等が山間のへき地その他の地域であって、ア及びイに掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。	☐	☐	☐			